

県立大学設置の検討に係る有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 県立大学設置の検討にあたって、専門的な見地から意見を聴取するため、有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 県立大学設置の検討に関すること。
- (2) その他県立大学設置を検討するにあたり、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

2 会議の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、議長は委員の互選により決定する。

2 議長は、会議を総理する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議の進行は、議長が行うものとする。

(報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策企画部政策企画総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。